

# 飯野委員からの提案

- ・これまで、事務局から一方的に資料が出された結果、地元委員との見解が食い違うことが起こっている。
- ・そこで、これまでに示された資料等については協議会ではなく、別の場（幹事会のようなもの）で、当事者間で見解が食い違う部分について異議のある側が資料（反証）を提示し第三者（飯野委員）を入れて確認作業を行っていく。
- ・そのうえで、双方で確認（承認）された資料については協議会に提供し、共通認識として蓄積していく。
- ・また、協議会に提出する資料については、開催までに双方で確認したうえで協議会に提供していくことにする。
- ・協議会では時間の都合上できない、「ダム」等に関する勉強会も別の場で設定して実施していく。